地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方税法第７２条の１１６第２項に規定する引上げ分の地方消費税の使途について、令和元年度高鍋町一般会計決算における社会保障関連施策への充当状況を下記のとおり報告します。

（歳 入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）　156,695　千円

（歳 出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　3,117,059　千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	828,200	538,271	0	7,300	32,339	250,290
	老人福祉事業	85,911	573	0	17,042	7,815	60,481
	児童福祉事業	1,353,374	870,531	0	141,282	39,083	302,478
	小計	2,267,485	1,409,375	0	165,624	79,237	613,249
社会保険	国民健康保険事業	182,276	37,222	0	0	16,598	128,456
	後期高齢者医療事業	302,714	49,478	0	0	28,976	224,260
	介護保険事業	232,076	0	0	0	26,555	205,521
	小計	717,066	86,700	0	0	72,129	558,237
保健衛生	健康増進事業	41,957	145	0	14,666	3,106	24,040
	疾病予防対策事業	69,357	1,358	0	54,000	1,602	12,397
	母子福祉事業	21,194	167	0	15,600	621	4,806
	小計	132,508	1,670	0	84,266	5,329	41,243
合計		3,117,059	1,497,745	0	249,890	156,695	1,212,729